

令和2年4月7日

保護者様

銚田市立銚田南小学校長 村田 武彦

地震・不審者等緊急事態に伴う対応について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、本校においては、大地震、竜巻、台風等の自然災害における緊急時に、保護者との連携を図りながら、児童の安全確保に努めていきたいと考えております。

つきましては、緊急事態（地震・火事・放射能・不審者等）の対応として、下記の内容についてご理解いただけますようお願いいたします。

記

1 予想される緊急事態

- 地震，火事，放射能，不審者，その他緊急事態により，児童の生命が危ぶまれ，単独で帰宅することが困難と認められる場合

2 基本的な対応

- 待機場所は学校（校庭または校舎内）とし，保護者への引き渡しを原則とする。

3 引き渡しのおよその基準

緊急事態	基準	待機場所
地震	震度5強以上	校庭
火事	避難命令の発令	校庭
放射能	避難命令の発令	校舎内
不審者	避難命令の発令	校舎内
その他	教育委員会の指示または，避難命令の発令	

4 備考

- (1) 停電により家庭電話や携帯電話が使用できない場合もありますので，3の表を参考に臨機応変に対処願います。
- (2) 銚田市の防災無線等を活用してください。
- (3) 登校前に震度5強以上の地震が発生した場合は，「自宅待機」とします。
- (4) 登校後の台風接近など，学校単独で判断することが困難な場合は，市教育委員会の指示により配信メールで連絡いたします。